

麻生市民館 施設使用料

令和5年4月1日適用
10月1日税額記載

施設名 (定員)	利用日	午前	午後	夜間	全日
		9:00~11:30	12:30~16:30	17:30~21:00	9:00~21:00
ホール (1010名)	平日	7,390 (671)	9,850 (895)	17,020 (1,547)	34,260 (3,114)
	土・日・祝日	8,868 (806)	11,820 (1,074)	20,424 (1,856)	41,112 (3,737)
入場料金 徴収の 場合※	1円~999円 5割増	11,085 (1,007)	14,775 (1,343)	25,530 (2,320)	51,390 (4,671)
		12,563 (1,142)	16,745 (1,522)	28,934 (2,630)	58,242 (5,294)
	1,000円~2,999円 10割増	14,780 (1,343)	19,700 (1,790)	34,040 (3,094)	68,520 (6,229)
		16,258 (1,478)	21,670 (1,970)	37,444 (3,404)	75,372 (6,852)
	3,000円以上 20割増	22,170 (2,015)	29,550 (2,686)	51,060 (4,641)	102,780 (9,343)
23,648 (2,149)		31,520 (2,865)	54,464 (4,951)	109,632 (9,966)	

施設名 (定員)	利用日	午前	午後	夜間	全日
		9:00~12:00	13:00~17:00	17:30~21:00	9:00~21:00
大会議室 (300名)	平日	3,920 (356)	5,480 (498)	7,050 (640)	16,450 (1,495)
	土・日・祝日	4,704 (427)	6,576 (597)	8,460 (769)	19,740 (1,794)
第1会議室 (50名)	平日	1,790 (162)	2,120 (192)	2,800 (254)	6,710 (610)
	土・日・祝日	2,148 (195)	2,544 (231)	3,360 (305)	8,052 (732)
第2会議室 (20名)	平日	1,230 (111)	1,790 (162)	2,240 (203)	5,260 (478)
	土・日・祝日	1,476 (134)	2,148 (195)	2,688 (244)	6,312 (573)
第3会議室 (30名)	平日	1,230 (111)	1,790 (162)	2,240 (203)	5,260 (478)
	土・日・祝日	1,476 (134)	2,148 (195)	2,688 (244)	6,312 (573)
第4会議室 (15名)	平日	1,790 (162)	2,120 (192)	2,800 (254)	6,710 (610)
	土・日・祝日	2,148 (195)	2,544 (231)	3,360 (305)	8,052 (732)
和室 (45名)	平日	1,790 (162)	2,120 (192)	2,800 (254)	6,710 (610)
	土・日・祝日	2,148 (195)	2,544 (231)	3,360 (305)	8,052 (732)
実習室 (40名)	平日	1,790 (162)	2,120 (192)	2,800 (254)	6,710 (610)
	土・日・祝日	2,148 (195)	2,544 (231)	3,360 (305)	8,052 (732)
料理室 (40名)	平日	2,120 (192)	2,680 (243)	3,470 (315)	8,270 (751)
	土・日・祝日	2,544 (231)	3,216 (292)	4,164 (378)	9,924 (902)
視聴覚室 (45名)	平日	2,120 (192)	2,680 (243)	3,470 (315)	8,270 (751)
	土・日・祝日	2,544 (231)	3,216 (292)	4,164 (378)	9,924 (902)
体育室 (40名)	平日	440 (40)	780 (70)	1,340 (121)	2,560 (232)
	土・日・祝日	528 (48)	936 (85)	1,608 (146)	3,072 (279)
児童室 (10名)	無料 (利用にあたっては受付にご連絡下さい)				
市民 ギャラリー	無料 (別途、市民ギャラリーの利用案内をご覧ください。)				

・ ホール、大会議室で使用した設備には別途付帯設備料金がかかります。

・ 表中の()内の数字は消費税相当額です。

※ ホールにおいて、入場料を徴収する場合は、使用料割増が適用されます。